

議案第82号

さぬき市訪問看護事業の設置に関する条例の廃止について

さぬき市訪問看護事業の設置に関する条例を別紙のとおり廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成26年12月4日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市訪問看護事業の設置に関する条例を廃止する条例

さぬき市訪問看護事業の設置に関する条例(平成14年さぬき市条例第195号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に廃止前のさぬき市訪問看護事業の設置に関する条例の規定により課した又は課すべきであった利用料の取扱いについては、なお従前の例による。

議案第 83 号

さぬき市地域活性化複合施設条例の制定について

さぬき市地域活性化複合施設条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 26 年 12 月 4 日提出

さぬき市長 大山 茂 樹

さぬき市地域活性化複合施設条例

(設置)

第1条 地域住民の交流、科学体験を通じた学習の拠点並びに特産品等の製造及び販売の場を提供することにより、本市の観光及び産業の振興、地域の活性化並びに定住の促進を図るため、さぬき市地域活性化複合施設（以下「活性化施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 活性化施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 結願の里
- (2) 位置 さぬき市多和助光東30番地1

2 活性化施設は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) さぬき市天体望遠鏡博物館
 - ア 観測室、工作室、資料室及び展示室
 - イ お遍路さん休憩室
 - ウ どぶろく工房
 - エ 集会室及び調理室

(2) 物産館

(3) 体育館

(事業)

第3条 活性化施設で行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 地域住民の交流の場として施設を提供すること。
- (2) 天体望遠鏡の展示を行うほか、観測の場を提供すること。
- (3) 地域の農畜産物、民芸品その他の物品の販売を行うこと。
- (4) 特産品の製造及び販売を行うこと。
- (5) 郷土料理等を提供すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために市長が必要と認める事業を行うこと。

(指定管理者による管理)

第4条 市長は、次に掲げる活性化施設に関する業務を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- (1) 活性化施設の管理運営に関する業務
 - (2) 活性化施設の利用調整に関する業務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
- (指定管理者の指定の手続等)

第5条 指定管理者の指定に関する手続は、さぬき市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年さぬき市条例第20号）に定めるところによる。

2 市長は、指定管理者を指定したときは、その旨を公示するものとする。指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも同様とする。

（指定管理者の指定の期間）

第6条 指定管理者が活性化施設の管理を行う期間は、指定の日から起算して5年間とする。ただし、指定期間の満了後の再指定を妨げない。

（利用許可）

第7条 活性化施設集会室、調理室及び体育館（以下「集会室等」という。）を利用しようとする者（以下「室利用者」という。）は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、活性化施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付すことができる。

（室利用料）

第8条 室利用者は、別表第1に掲げる額の範囲内で指定管理者が別に定める額の室利用料（集会室等の利用に係る料金をいう。以下同じ。）を支払わなければならない。

（観覧料）

第9条 さぬき市天体望遠鏡博物館に展示する資料等を観覧しようとする者又は観測の目的で入館しようとする者は、別表第2に掲げる額の範囲内で指定管理者が別に定める額の観覧料を支払わなければならない。

（利用料金等）

第10条 市長は、室利用料及び観覧料（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を公示するものとする。

（利用料金の減免）

第11条 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、前条の利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の不還付）

第12条 既に支払った利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めによらない理由により利用できない場合は、この限りでない。

（損害賠償等）

第13条 活性化施設の施設、設備又は備品を故意又は過失によりき損し、又は滅失した者は、指定管理者の定めるところに従い、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第4条に規定する指定管理者の指定及びこれに係る手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の前日においても行うことができる。

別表第1 (第8条関係)

区分	単位	室利用料
		円
集会室	1時間	400
調理室	1時間	400
体育館	1時間	800
備考		
1 冷暖房を使用する場合は、使用料の2分の1に相当する額を加算する。		
2 午後6時以降は、本表で規定する室利用料に100分の100に相当する額を加算する。		
3 使用者が、入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、本表で規定する室利用料に100分の100に相当する額を加算する。		
4 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数時間は1時間とみなす。		

別表第2 (第9条関係)

区分	観覧料		
	個人	団体(15人以上)	定期
	1人1回につき	1人1回につき	1年間につき
	円	円	円
一般	500	450	2,500
高校生・大学生	400	350	2,000
小学生・中学生	300	250	1,500

備考

- 1 「一般」とは、15歳以上の者（次項に該当する者を除く。）をいう。
- 2 「高校生・大学生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める高等学校、高等専門学校、大学及びこれらに準ずる学校に在学する者をいい、「小学生・中学生」とは、同法に定める小学校、中学校及びこれらに準ずる学校に在学する者をいう。
- 3 就学年齢に達しない者は、無料とする。

議案第 84 号

さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 26 年 12 月 4 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 さぬき市一般職の職員の給与に関する条例（平成14年さぬき市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項第2号ア中「2,000円」を「2,700円」に改め、同号イ中「4,100円」を「5,500円」に改め、同号ウ中「6,500円」を「8,300円」に改め、同号エ中「8,900円」を「11,100円」に改め、同号オ中「1万1,300円」を「13,900円」に改め、同号カ中「1万3,700円」を「16,700円」に改め、同号キ中「1万6,100円」を「19,500円」に改め、同号ク中「1万8,500円」を「22,300円」に改め、同号ケ中「2万900円」を「25,100円」に改め、同号コ中「2万1,800円」を「27,900円」に改め、同号サを次のように改める。

サ 使用距離が片道50キロメートル以上である職員 30,700円

第13条第2項第2号中シ及びスを削る。

第27条第2項第1号中「100分の67.5」を「100分の82.5」に、「100分の87.5」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の32.5」を「100分の37.5」に、「100分の42.5」を「100分の47.5」に改める。

第31条第6号中「財団法人香川縣市町村職員互助会（昭和58年4月1日に財団法人香川縣市町村職員互助会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般財団法人香川縣市町村職員互助会」に改める。

附則第12項中「100分の1.0125」を「100分の1.2375」に、「100分の1.3125」を「100分の1.5375」に、「100分の67.5」を「100分の82.5」に、「100分の87.5」を「100分の102.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100	367,500	414,100
	2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100	416,600
	3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700	419,100
	4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300	421,600
	5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500	423,500
	6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000	425,800
	7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500	428,000
	8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000	430,200
	9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600	432,300
	10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300	434,400
	11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000	436,500
	12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700	438,700
	13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200	440,500
	14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500	442,400
	15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800	444,400
	16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200	446,400
	17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100	448,300
	18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100	450,100
	19	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000	451,900
	20	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900	453,700
	21	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800	455,500
	22	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600	457,000
	23	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500	458,500
	24	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500	460,000
	25	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300	461,400
	26	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800	462,700
	27	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400	464,000
	28	179,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000	465,200
	29	180,800	237,700	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600	466,200
30	182,600	239,200	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900	466,900	

31	184,400	240,700	280,500	325,900	354,400	383,900	431,200	467,700
32	186,100	242,200	282,400	328,000	356,300	385,600	432,500	468,400
33	187,700	243,600	284,100	329,600	358,200	387,400	433,700	469,100
34	189,200	245,100	286,000	331,600	360,000	388,800	435,000	469,900
35	190,700	246,600	287,900	333,700	361,800	390,400	436,300	470,600
36	192,200	248,200	289,800	335,800	363,500	392,000	437,500	471,400
37	193,500	249,500	291,500	337,700	365,000	393,500	438,700	472,200
38	194,800	251,100	293,300	339,700	366,300	394,700	439,500	472,900
39	196,100	252,700	295,100	341,700	367,700	395,900	440,300	473,700
40	197,400	254,300	296,900	343,700	369,100	397,100	441,100	474,500
41	198,700	255,700	298,700	345,600	370,600	398,200	441,700	475,300
42	200,000	257,100	300,400	347,500	371,500	399,400	442,400	476,000
43	201,300	258,500	302,100	349,400	372,600	400,600	443,100	476,800
44	202,600	259,900	303,800	351,300	373,700	401,800	443,800	477,400
45	203,800	261,100	305,500	352,800	374,500	402,500	444,600	478,200
46	205,100	262,500	307,200	354,300	375,400	403,200	445,400	
47	206,400	263,900	308,900	355,800	376,300	403,900	446,100	
48	207,700	265,300	310,600	357,300	377,200	404,600	446,900	
49	208,800	266,600	311,800	359,000	378,200	405,200	447,500	
50	209,900	267,800	313,400	359,800	379,000	405,900	448,200	
51	211,000	269,100	315,000	361,000	379,800	406,600	449,000	
52	212,100	270,400	316,600	362,000	380,600	407,300	449,800	
53	213,300	271,500	318,300	362,900	381,300	408,000	450,400	
54	214,300	272,700	319,900	364,000	382,000	408,700	451,200	
55	215,300	274,000	321,500	365,000	382,700	409,400	452,000	
56	216,300	275,300	323,100	366,100	383,400	410,000	452,600	
57	217,100	276,400	324,600	367,000	383,900	410,600	453,200	
58	218,100	277,500	325,800	367,700	384,500	411,200	454,000	
59	219,000	278,600	327,000	368,400	385,200	411,800	454,800	
60	220,000	279,700	328,200	369,100	385,900	412,400	455,600	
61	220,800	280,900	329,000	369,600	386,300	412,900	456,200	
62	221,800	281,900	329,900	370,200	387,000	413,600		
63	222,800	282,900	330,700	370,900	387,600	414,200		
64	223,800	283,900	331,500	371,600	388,200	414,800		
65	224,500	284,700	332,400	371,900	388,700	415,100		
66	225,500	285,600	332,800	372,600	389,300	415,700		

67	226,500	286,500	333,600	373,300	389,900	416,400
68	227,600	287,400	334,400	374,000	390,500	416,900
69	228,400	288,400	335,200	374,400	390,900	417,400
70	229,200	289,200	335,900	375,000	391,500	418,100
71	230,000	290,000	336,600	375,700	392,200	418,800
72	230,800	290,800	337,300	376,300	392,800	419,500
73	231,600	291,600	337,800	376,700	393,100	420,000
74	232,300	292,100	338,400	377,300	393,800	420,700
75	233,000	292,600	339,000	378,000	394,500	421,400
76	233,700	293,100	339,600	378,600	395,000	422,100
77	234,400	293,200	339,900	379,000	395,400	422,600
78	235,200	293,600	340,400	379,500	396,100	423,300
79	236,000	293,800	340,800	380,100	396,800	424,000
80	236,800	294,200	341,300	380,600	397,500	424,700
81	237,500	294,400	341,700	381,100	398,000	425,200
82	238,200	294,600	342,200	381,700	398,700	425,900
83	238,900	295,000	342,700	382,300	399,400	426,600
84	239,600	295,300	343,200	382,700	400,100	427,300
85	240,300	295,600	343,600	383,300	400,600	427,800
86	241,000	295,900	344,000	383,900	401,300	428,500
87	241,700	296,200	344,500	384,500	402,000	429,200
88	242,400	296,600	344,900	385,100	402,700	429,900
89	243,100	296,900	345,200	385,800	403,200	430,400
90	243,600	297,300	345,600	386,400	403,900	431,100
91	244,100	297,700	346,100	387,000	404,600	431,800
92	244,600	298,100	346,500	387,600	405,300	432,500
93	244,900	298,200	346,700	388,300	405,800	433,000
94		298,500	347,100	388,900	406,500	
95		298,900	347,600	389,500	407,200	
96		299,300	348,000	390,100	407,900	
97		299,500	348,100	390,800	408,400	
98		299,800	348,600	391,400	409,100	
99		300,200	349,100	392,000	409,800	
100		300,600	349,400	392,600	410,500	
101		300,800	349,700	393,300	411,000	
102		301,100	350,100	393,900	411,700	

	103		301,500	350,500	394,500	412,400			
	104		301,800	350,900	395,100	413,100			
	105		302,000	351,400	395,800	413,600			
	106		302,300	351,800	396,400	414,300			
	107		302,700	352,200	397,000	415,000			
	108		303,000	352,600	397,600	415,700			
	109		303,200	353,100	398,300	416,200			
	110		303,600	353,500	398,900	416,900			
	111		304,000	353,900	399,500	417,600			
	112		304,300	354,200	400,100	418,300			
	113		304,400	354,700	400,800	418,800			
	114		304,700		401,400				
	115		305,000		402,000				
	116		305,400		402,600				
	117		305,600		403,300				
	118		305,800		403,900				
	119		306,100		404,500				
	120		306,400		405,100				
	121		306,800		405,800				
	122		307,000						
	123		307,300						
	124		307,600						
	125		308,000						
再任用 職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400

備考

- この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第34条に規定する職員を除く。
- この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の1.25を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第4条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
再任用	1	240,100	325,700	392,600	468,600
職員以 外の職 員	2	242,600	328,800	395,500	470,900
	3	245,100	331,900	398,400	473,200
	4	247,600	335,000	401,300	475,500
	5	249,900	337,800	404,000	477,800
	6	253,700	341,100	406,800	480,000
	7	257,500	344,400	409,600	482,200
	8	261,300	347,700	412,400	484,400
	9	264,900	350,700	415,000	486,500
	10	268,900	353,900	417,700	488,600
	11	272,900	357,100	420,400	490,700
	12	276,900	360,300	423,100	492,800
	13	280,700	363,400	425,600	494,900
	14	284,700	367,100	428,100	497,000
	15	288,700	370,700	430,500	499,100
	16	292,700	374,400	433,000	501,200
	17	296,500	378,000	435,200	503,300
	18	300,100	380,700	437,600	505,300
	19	303,700	383,500	440,000	507,300
	20	307,300	386,300	442,400	509,300
	21	311,000	389,200	444,500	511,100
	22	314,800	391,800	446,900	512,900
	23	318,500	394,400	449,300	514,800
	24	322,200	397,000	451,600	516,700
	25	325,800	399,400	453,800	518,400
	26	328,600	401,700	456,100	520,200
	27	331,400	404,000	458,400	522,000
	28	334,200	406,300	460,700	523,800
	29	337,000	408,700	462,900	525,700

30	339,400	410,800	465,200	527,500
31	341,800	412,800	467,500	529,300
32	344,200	414,900	469,800	531,100
33	346,600	417,000	471,800	532,700
34	349,100	419,000	473,900	534,500
35	351,500	421,000	476,000	536,200
36	354,000	423,000	478,100	538,000
37	356,400	425,100	480,200	539,600
38	358,800	427,100	482,000	541,200
39	361,200	429,100	483,800	542,600
40	363,600	431,100	485,600	544,200
41	365,900	433,100	487,300	545,700
42	367,400	434,900	489,100	547,100
43	368,900	436,700	490,900	548,500
44	370,400	438,500	492,700	549,800
45	371,900	440,400	494,300	551,000
46	373,300	442,200	496,000	552,000
47	374,800	444,000	497,800	553,000
48	376,300	445,800	499,600	554,000
49	377,600	447,600	501,200	555,000
50	378,600	449,300	502,500	555,900
51	379,600	451,100	503,800	556,800
52	380,600	452,900	505,100	557,700
53	381,600	454,800	506,400	558,500
54	382,500	456,000	507,700	559,400
55	383,400	457,200	509,000	560,300
56	384,300	458,400	510,300	561,200
57	385,300	459,600	511,300	562,100
58	386,200	460,600	512,100	563,000
59	387,000	461,600	512,900	563,900
60	387,900	462,600	513,700	564,600
61	388,700	463,400	514,600	565,500
62	389,200	464,100	515,400	566,400
63	389,700	464,800	516,300	567,300
64	390,200	465,500	517,100	568,200
65	390,500	466,200	518,000	569,100

	66		466,900	518,900	
	67		467,600	519,600	
	68		468,300	520,500	
	69		468,800	521,400	
	70		469,500	522,200	
	71		470,200	523,100	
	72		470,900	524,000	
	73		471,300	524,800	
	74		471,900	525,700	
	75		472,600	526,600	
	76		473,300	527,300	
	77		473,700	528,100	
	78		474,300	529,000	
	79		474,900	529,900	
	80		475,400	530,800	
	81		476,000	531,600	
	82		476,500	532,500	
	83		477,000	533,400	
	84		477,500	534,300	
	85		477,900	535,100	
	86		478,500	536,000	
	87		478,900	536,900	
	88		479,400	537,800	
	89		479,900	538,600	
	90		480,500		
	91		481,100		
	92		481,500		
	93		482,000		
	94		482,600		
	95		483,200		
	96		483,800		
	97		484,300		
再任用 職員		293,800	336,200	390,600	463,700

備考

- 1 この表は、病院等に勤務する医師等で規則で定めるものに適用する。

- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の1.25を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ加算した額とする。

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
再任用	1	142,400	180,300	215,500	243,700	281,300	330,200
職員以	2	143,800	181,900	217,100	245,300	283,500	332,300
外の職	3	145,200	183,500	218,700	246,900	285,700	334,500
員	4	146,600	185,100	220,300	248,500	287,900	336,700
	5	147,800	186,600	221,900	249,900	290,100	338,800
	6	149,600	188,200	223,600	251,500	292,300	341,000
	7	151,300	189,800	225,300	253,000	294,500	343,200
	8	153,000	191,300	227,000	254,600	296,700	345,400
	9	154,700	192,900	228,600	256,000	298,800	347,400
	10	156,400	194,600	230,400	257,500	301,000	349,600
	11	158,100	196,200	232,100	259,000	303,200	351,800
	12	159,900	197,900	233,800	260,500	305,400	354,000
	13	161,400	199,500	235,600	261,900	307,600	355,700
	14	163,300	201,100	237,200	263,800	309,700	357,700
	15	165,300	202,700	238,800	265,700	311,800	359,700
	16	167,200	204,300	240,400	267,500	313,900	361,700
	17	169,100	205,800	241,800	269,200	316,100	363,700
	18	171,000	207,500	243,400	271,100	318,200	365,800
	19	172,800	209,200	244,900	273,000	320,300	367,800
	20	174,700	210,900	246,500	274,900	322,400	369,900
	21	176,600	212,400	248,000	276,700	324,400	371,700
	22	178,100	214,000	249,500	278,600	326,400	373,800
	23	179,600	215,600	251,000	280,500	328,400	375,900
	24	181,100	217,200	252,500	282,400	330,400	378,000
	25	182,700	218,700	253,900	284,300	332,400	379,500
	26	184,200	220,300	255,600	286,200	334,400	381,300
	27	185,700	221,900	257,300	288,100	336,400	383,100
	28	187,100	223,500	259,000	290,000	338,400	384,900
	29	188,700	225,100	260,700	292,000	340,100	386,700

30	190,000	226,800	262,500	293,900	341,900	388,200
31	191,300	228,500	264,300	295,800	343,700	389,900
32	192,600	230,200	266,100	297,700	345,500	391,600
33	194,000	231,800	267,600	299,500	347,300	393,000
34	195,400	233,400	269,400	301,300	349,200	394,300
35	196,800	234,900	271,200	303,100	351,100	395,600
36	198,200	236,500	273,000	304,900	353,000	396,900
37	199,300	238,000	274,600	306,500	354,800	398,000
38	200,600	239,600	276,300	308,200	356,500	399,200
39	201,900	241,200	278,000	309,900	358,200	400,300
40	203,200	242,800	279,700	311,600	359,900	401,500
41	204,400	244,200	281,400	313,400	361,100	402,300
42	205,600	245,700	283,100	315,100	362,300	403,100
43	206,800	247,200	284,800	316,800	363,500	403,900
44	208,000	248,700	286,500	318,500	364,700	404,700
45	209,200	250,100	288,200	319,700	365,900	405,100
46	210,300	251,700	289,900	321,200	366,700	405,800
47	211,400	253,300	291,600	322,700	367,900	406,500
48	212,500	254,900	293,300	324,300	369,000	407,200
49	213,600	256,500	294,700	325,800	370,100	407,900
50	214,600	257,900	296,300	327,100	371,100	408,600
51	215,600	259,300	297,900	328,400	372,100	409,300
52	216,600	260,700	299,500	329,700	373,100	409,900
53	217,400	261,900	300,900	330,800	373,900	410,500
54	218,400	263,300	302,400	331,800	374,800	411,100
55	219,300	264,700	303,900	332,900	375,700	411,700
56	220,300	266,100	305,400	334,000	376,600	412,300
57	221,100	267,200	306,700	334,500	377,200	412,800
58	222,000	268,500	308,000	335,400	378,000	413,500
59	222,900	269,800	309,300	336,200	378,800	414,100
60	223,800	271,100	310,700	337,100	379,600	414,800
61	224,700	272,200	312,000	337,900	380,000	415,100
62	225,700	273,400	313,300	338,200	380,700	415,600
63	226,700	274,700	314,600	338,900	381,400	416,300
64	227,800	276,000	315,900	339,600	382,100	417,000
65	228,500	277,100	317,300	340,200	382,600	417,300

66	229,400	278,200	318,100	340,900	383,200
67	230,300	279,300	318,900	341,600	383,900
68	231,200	280,400	319,700	342,300	384,500
69	231,900	281,500	320,300	343,000	385,000
70	232,600	282,600	321,000	343,600	385,500
71	233,300	283,700	321,700	344,200	386,000
72	234,000	284,800	322,300	344,800	386,500
73	234,700	285,700	323,100	345,100	387,100
74	235,500	286,400	323,300	345,700	387,600
75	236,300	287,100	323,900	346,200	388,200
76	237,100	287,900	324,500	346,800	388,800
77	237,700	288,700	325,100	347,300	389,300
78	238,300	289,300	325,600	347,800	389,800
79	238,900	289,900	326,100	348,300	390,400
80	239,500	290,500	326,600	348,800	391,000
81	239,900	291,200	327,200	349,100	391,500
82	240,300	291,700	327,700	349,400	392,100
83	240,700	292,200	328,200	349,800	392,700
84	241,100	292,600	328,700	350,100	393,300
85	241,500	292,800	329,200	350,600	394,000
86		293,000	329,600	350,900	
87		293,200	329,800	351,200	
88		293,400	330,200	351,500	
89		293,800	330,600	351,900	
90		294,000	331,000	352,200	
91		294,200	331,400	352,600	
92		294,400	331,800	352,900	
93		294,800	332,200	353,300	
94		295,000	332,400	353,600	
95		295,200	332,800	354,000	
96		295,500	333,100	354,300	
97		295,900	333,300	354,600	
98		296,200	333,600	355,000	
99		296,500	333,900	355,400	
100		296,800	334,200	355,800	
101		297,100	334,400	356,300	

	102		297,300	334,700	356,700		
	103		297,600	335,100	357,100		
	104		297,900	335,300	357,500		
	105		298,200	335,400	358,000		
	106			335,700			
	107			336,100			
	108			336,300			
	109			336,500			
	110			336,900			
	111			337,300			
	112			337,700			
	113			337,900			
再任用 職員		186,800	213,500	245,700	259,300	285,500	327,000

備考

- この表は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士等で規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員の給料月額、この表の額に100分の1.25を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ加算した額とする。

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
再任用	1	155,600	182,900	231,400	256,600	287,200	333,500
職員以	2	157,000	185,000	233,200	257,800	289,200	335,700
外の職	3	158,500	187,100	235,000	259,100	291,200	337,900
員	4	159,900	189,200	236,800	260,400	293,200	340,100
	5	161,300	191,300	238,400	261,500	295,000	342,300
	6	162,800	193,600	239,900	262,900	296,900	344,500
	7	164,300	195,900	241,400	264,100	298,800	346,700
	8	165,800	198,200	242,800	265,500	300,700	348,900
	9	167,100	200,600	244,100	266,900	302,700	350,600
	10	168,800	202,000	245,500	268,100	304,600	352,600
	11	170,400	203,400	246,800	269,700	306,500	354,600
	12	172,000	204,800	248,200	271,300	308,400	356,600
	13	173,500	206,200	249,500	272,800	310,100	358,800

14	175,500	207,700	250,800	274,400	311,900	360,900
15	177,500	209,200	252,100	276,000	313,700	363,000
16	179,500	210,500	253,400	277,600	315,500	365,100
17	181,700	211,900	254,400	279,200	317,400	367,100
18	183,800	213,400	255,800	280,700	319,100	369,200
19	185,900	214,900	257,100	282,200	320,800	371,300
20	188,000	216,400	258,400	283,700	322,500	373,400
21	190,100	217,800	259,500	285,300	324,100	375,200
22	192,300	219,500	260,900	286,900	325,700	377,300
23	194,500	221,200	262,300	288,500	327,300	379,400
24	196,700	222,900	263,700	290,000	328,900	381,500
25	198,800	224,300	265,100	291,400	330,600	383,500
26	200,100	226,000	266,700	293,200	332,100	385,200
27	201,400	227,700	268,200	295,000	333,600	387,100
28	202,700	229,400	269,800	296,800	335,200	389,000
29	203,900	231,200	271,400	298,400	336,600	390,900
30	205,100	232,700	273,000	300,100	338,100	392,700
31	206,400	234,200	274,600	301,800	339,600	394,600
32	207,600	235,600	276,200	303,500	341,100	396,500
33	208,900	237,000	277,800	305,000	342,800	398,200
34	210,200	238,400	279,300	306,600	344,400	399,900
35	211,500	239,800	280,800	308,200	346,000	401,700
36	212,800	241,200	282,200	309,800	347,600	403,500
37	214,200	242,500	283,800	311,300	349,300	405,100
38	215,600	243,800	285,200	312,900	350,900	406,900
39	217,000	245,100	286,700	314,500	352,500	408,700
40	218,400	246,400	288,200	316,100	354,100	410,500
41	219,500	247,400	289,800	317,700	355,300	412,000
42	220,900	248,700	291,400	319,200	356,800	413,700
43	222,300	249,900	293,000	320,600	358,300	415,400
44	223,700	251,200	294,600	322,100	359,800	417,000
45	225,100	252,300	296,000	323,300	361,400	418,400
46	226,600	253,700	297,500	324,700	362,500	420,000
47	228,100	255,100	299,000	326,100	364,000	421,500
48	229,500	256,500	300,500	327,600	365,300	423,000
49	230,700	257,700	301,800	328,900	366,700	424,600

50	232, 100	259, 200	303, 200	330, 300	368, 100	426, 100
51	233, 500	260, 600	304, 600	331, 600	369, 500	427, 600
52	234, 900	262, 000	306, 000	333, 000	370, 900	429, 100
53	236, 200	263, 500	307, 500	334, 400	372, 400	430, 500
54	237, 500	265, 100	308, 900	335, 800	373, 600	432, 000
55	238, 800	266, 700	310, 300	337, 200	374, 800	433, 400
56	240, 100	268, 200	311, 700	338, 600	376, 000	434, 800
57	241, 300	269, 800	312, 800	339, 500	377, 100	435, 900
58	242, 600	271, 400	314, 100	340, 800	378, 100	436, 800
59	243, 800	273, 000	315, 400	342, 000	379, 100	437, 700
60	245, 100	274, 600	316, 800	343, 300	380, 100	438, 400
61	246, 200	276, 100	318, 000	344, 500	380, 700	439, 300
62	247, 500	277, 600	319, 300	345, 400	381, 500	440, 200
63	248, 800	279, 100	320, 600	346, 700	382, 300	441, 100
64	250, 100	280, 600	321, 900	348, 000	383, 100	442, 000
65	251, 100	282, 200	323, 200	349, 100	383, 900	442, 900
66	252, 400	283, 700	324, 500	350, 300	384, 600	443, 700
67	253, 800	285, 200	325, 800	351, 500	385, 400	444, 500
68	255, 200	286, 700	327, 100	352, 600	386, 100	445, 300
69	256, 300	288, 000	327, 900	353, 600	386, 800	446, 100
70	257, 600	289, 500	329, 000	354, 700	387, 400	
71	258, 900	291, 000	330, 100	355, 800	388, 100	
72	260, 200	292, 500	331, 000	356, 900	388, 700	
73	261, 600	293, 700	332, 300	357, 800	389, 400	
74	262, 900	295, 100	333, 000	358, 900	389, 900	
75	264, 200	296, 500	334, 200	360, 000	390, 500	
76	265, 500	297, 900	335, 400	361, 100	391, 000	
77	266, 500	299, 400	336, 500	361, 800	391, 400	
78	267, 700	300, 700	337, 700	362, 600	392, 000	
79	269, 000	302, 000	338, 900	363, 400	392, 600	
80	270, 300	303, 300	340, 100	364, 200	393, 000	
81	271, 400	304, 100	341, 200	364, 800	393, 500	
82	272, 500	305, 300	342, 300	365, 300	394, 100	
83	273, 600	306, 500	343, 400	365, 900	394, 700	
84	274, 700	307, 800	344, 500	366, 400	395, 300	
85	275, 600	308, 900	345, 400	367, 000	395, 800	

86	276,600	310,100	346,400	367,500	396,400
87	277,700	311,300	347,300	368,100	397,000
88	278,800	312,500	348,300	368,600	397,600
89	279,800	313,800	349,400	369,000	398,000
90	280,800	315,000	350,200	369,500	398,500
91	281,800	316,200	351,000	370,100	399,100
92	282,800	317,400	351,800	370,600	399,700
93	283,800	318,300	352,500	370,900	400,200
94	284,800	319,000	353,100	371,400	
95	285,800	319,700	353,800	371,900	
96	286,800	320,300	354,400	372,200	
97	287,700	321,000	354,800	372,800	
98	288,500	321,300	355,200	373,300	
99	289,300	322,000	355,700	373,800	
100	290,200	322,700	356,100	374,300	
101	291,000	323,100	356,600	374,900	
102	291,800	323,700	357,000	375,400	
103	292,600	324,300	357,500	375,900	
104	293,400	324,900	357,900	376,300	
105	294,100	325,300	358,200	376,900	
106	294,600	325,800	358,700	377,400	
107	295,100	326,300	359,200	377,900	
108	295,600	326,800	359,500	378,400	
109	295,800	327,200	360,000	379,000	
110	296,200	327,600	360,500	379,500	
111	296,400	327,900	361,000	380,000	
112	296,800	328,300	361,500	380,500	
113	297,100	328,700	362,000	381,100	
114	297,300	329,100	362,500		
115	297,700	329,500	363,000		
116	298,000	329,800	363,400		
117	298,300	330,000	363,800		
118	298,600	330,300	364,300		
119	298,900	330,700	364,800		
120	299,300	330,900	365,300		
121	299,600	331,100	365,700		

122	300,000	331,400	366,200
123	300,400	331,700	366,700
124	300,800	332,000	367,200
125	301,000	332,200	367,600
126	301,200	332,500	
127	301,600	332,900	
128	302,000	333,100	
129	302,200	333,200	
130	302,500	333,600	
131	302,900	334,000	
132	303,300	334,200	
133	303,500	334,500	
134	303,800	334,900	
135	304,200	335,300	
136	304,500	335,700	
137	304,700	336,000	
138	305,000	336,400	
139	305,400	336,800	
140	305,700	337,200	
141	305,900	337,500	
142	306,300	337,900	
143	306,700	338,300	
144	307,000	338,700	
145	307,100	339,000	
146	307,400	339,400	
147	307,700	339,800	
148	308,100	340,200	
149	308,300	340,500	
150	308,500	340,900	
151	308,800	341,300	
152	309,100	341,700	
153	309,500	342,000	
154	309,700		
155	309,900		
156	310,200		
157	310,600		

	158	310,900					
	159	311,200					
	160	311,500					
	161	311,900					
	162	312,200					
	163	312,500					
	164	312,800					
	165	313,200					
	166	313,500					
	167	313,800					
	168	314,100					
	169	314,500					
再任用 職員		233,200	257,800	265,100	275,500	292,600	330,400

備考

- 1 この表は、病院等に勤務する助産師、看護師、准看護師等で規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の1.25を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ加算した額とする。

第2条 さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項第1号中「100分の82.5」を「100分の75」に、「100分の102.5」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の35」に、「100分の47.5」を「100分の45」に改める。

附則第12項中「100分の1.2375」を「100分の1.125」に、「100分の1.5375」を「100分の1.425」に、「100分の82.5」を「100分の75」に、「100分の102.5」を「100分の95」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中第31条第6号の改正規定 公布の日
 - (2) 第1条中第27条第2項第1号、同項第2号、附則第12項、別表第1及び別表第2の改正規定並びに次項から附則第5項までの規定 平成26年12月26日
 - (3) 第1条中第13条第2項第2号の改正規定 平成27年1月1日
 - (4) 第2条の規定 平成27年4月1日
- 2 第1条の規定による改正後のさぬき市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は、平成26年4月1日から、改正後の条例第27条第2項第1号、同項第2号及び附則第12項の規定は、同年12月1日から適用する。

(平成26年4月1日前の異動者の号給の調整)
- 3 平成26年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)
- 4 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のさぬき市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)
- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 85 号

さぬき市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部改正について

さぬき市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を別紙
のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条
第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 26 年 12 月 4 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 さぬき市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成
14年さぬき市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表中「第5条」を「第7条」に改める。

第2条 さぬき市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の150」を「100分の165」に改める。

第3条 さぬき市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100
分の165」を「100分の157.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第2条並びに次項及び附則第3項の規定は平成26年12月26日
から、第3条の規定は平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定
は公布の日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後のさぬき市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末
手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第8条第2項の規定は、平成
26年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前のさぬき市議会議員の
議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末
手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第86号

さぬき市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

さぬき市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成26年12月4日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 さぬき市市長等の給与及び旅費に関する条例（平成14年さぬき市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の150」を「100分の165」に改める。

第2条 さぬき市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の165」を「100分の157.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例中第1条並びに次項及び附則第3項の規定は平成26年12月26日から、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後のさぬき市市長等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第2項の規定は、平成26年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前のさぬき市市長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 87 号

さぬき市教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例の
一部改正について

さぬき市教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 26 年 12 月 4 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 さぬき市教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例（平成14年さぬき市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の150」を「100分の165」に改める。

第2条 さぬき市教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の165」を「100分の157.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条並びに次項及び附則第3項の規定は平成26年12月26日から、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のさぬき市教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条の規定は、平成26年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前のさぬき市教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 88 号

さぬき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

さぬき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 26 年 12 月 4 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 さぬき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成22年さぬき市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の150」を「100分の165」に改める。

第2条 さぬき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の165」を「100分の157.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条並びに次項及び附則第3項の規定は平成26年12月26日から、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のさぬき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第2項の規定は、平成26年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前のさぬき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 89 号

さぬき市市長等の給料の特例に関する条例の一部改正について

さぬき市市長等の給料の特例に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 26 年 12 月 4 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市市長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市市長等の給料の特例に関する条例（平成25年さぬき市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「100分の10」を「100分の5」に改め、同条第2号中「100分の8」を「100分の4」に改める。

第2条中「100分の7」を「100分の3」に改める。

第3条中「100分の5」を「100分の2」に改める。

第4条中「100分の4」を「100分の2」に改める。

第5条中「職員を除く。）」の次に「のうち、行政職給料表の職務の級3級以上5級以下の職員」を加え、「次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める割合」を「100分の1」に改める。

第5条第1号及び第2号を削る。

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

議案第90号

さぬき市国民健康保険条例の一部改正について

さぬき市国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成26年12月4日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市国民健康保険条例の一部を改正する条例

さぬき市国民健康保険条例（平成14年さぬき市条例第128号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「39万円」を「40万4,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以降の被保険者の出産に係るものから適用し、同日前の被保険者の出産に係るものについては、なお従前の例による。

議案第91号

香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少
及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議のうえ、平成27年3月31日をもって、香川縣市町総合事務組合から土庄町小豆島町環境衛生組合を脱退せしめ、別紙のとおり香川縣市町総合事務組合規約の一部を変更することについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成26年12月4日提出

さぬき市長 大山茂樹

香川県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約

香川県市町総合事務組合理約（平成16年香川県知事許可16自振第18114号）の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2中「三豊総合病院企業団 土庄町小豆島町環境衛生組合」を「三豊総合病院企業団」に改める。

別表第3の6の項中「伝法川防災溜池事業組合 土庄町小豆島町環境衛生組合」を「伝法川防災溜池事業組合」に改める。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

議案第92号

香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第289条の規定により、平成27年3月31日をもって、香川縣市町総合事務組合から土庄町小豆島町環境衛生組合が脱退することに伴う財産処分を、関係地方公共団体と協議のうえ、次のとおり定めることについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成26年12月4日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

平成27年3月31日をもって香川縣市町総合事務組合負担金条例(平成16年香川縣市町総合事務組合条例第14号。以下「負担金条例」という。)第13条及び第15条の規定により、土庄町小豆島町環境衛生組合へ退職手当支給事務に係る負担金及び非常勤補償等事務に係る負担金の一部を還付することとなる場合においては、負担金条例第13条及び第15条の規定により計算した額を、香川縣市町総合事務組合財政調整基金に関する条例(平成16年香川縣市町総合事務組合条例第13号)第5条第2号の規定により退職手当基金及び非常勤職員公務災害補償等基金の一部を処分して支払うものとする。

議案第93号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部を別紙のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成26年12月4日提出

さぬき市長 大山茂樹

総合整備計画書(第4次変更)

香川県 さぬき市 多和辺地
(辺地の人口 522人 面積 13.86k m²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 さぬき市多和
- (2) 地域の中心の位置 さぬき市多和兼割9 3番地1
- (3) 辺地度点数 182点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

阿讃の県境に位置する山間へき地であり、市の中心部から離れているため、公共的施設の整備が遅れており、これらを総合的に整備することにより地域間格差を是正し、地域の生活環境の向上及び住民の福祉の増進を図る。

防火水槽については、多和地区においては消火栓配置も少なく、給水圧力も低いため、初期消火に効果をもたらす防火水槽の設置を行うものである。

林道については、法面が急峻であり、崩落により通行に支障をきたす恐れがあるため、安全で快適な通行を確保するために事業を実施する。

旧多和小学校体育館については、平成23年度末に廃校となった体育館を、地域住民の生活文化の向上とレクリエーション活動等の拠点とするために改修し、併せて集会の場、災害時の避難所として活用する。

旧多和小学校施設については、校舎の耐震補強、大規模改修、駐車場整備等を行い、複合的地域間交流施設として活用し、観光振興や地域の活性化を図る。

3 公共的施設の整備計画

平成24年度から平成27年度まで 4年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
防火水槽新設事業 (2基分)	さぬき市	11,908		11,908	11,900
林道矢筈太郎兵衛 線改良事業	さぬき市	23,700	16,211	7,489	7,400
旧多和小学校体育 館改修事業	さぬき市	46,408	12,352	34,056	34,000
旧多和小学校施設 改修事業	さぬき市	234,775	68,250	166,525	164,100
合 計		316,791	96,813	219,978	217,400

当初計画策定 平成23年12月16日
 変更計画策定 平成25年3月22日
 変更計画策定 平成26年3月24日
 変更計画策定 平成26年5月16日
 変更計画策定 平成26年 月 日

議案第94号

津田総合公園外2施設の指定管理者の指定について

次のとおり津田総合公園外2施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成26年12月4日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- 1 公の施設の名称
津田総合公園
長尾総合公園
志度総合運動公園
- 2 指定管理者となる団体
名 称 香川県造園事業協同組合
所在地 高松市鬼無町鬼無741番地1
- 3 指定の期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第95号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定に基づき、次のとおり市道の路線を廃止することについて、議会の議決を求める。

平成26年12月4日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

番号	路線名	起点	終点	延長 (m)	幅員 (m)
1	ふじむらせん 藤村線	さぬき市志度 字湊田尻 2327番1地先	さぬき市志度 字鬼山 3617番2地先	915.0	3.1~12.5
2	たかやなぎふじむらせん 高柳藤村線	さぬき市志度 字花池尻 2479番1地先	さぬき市志度 字藤井 3376番1地先	540.0	2.8~9.5
3	ふじむらちゅうおうしせん 藤村中央支線	さぬき市志度 字湊田 3682番地先	さぬき市志度 字湊田 3680番1地先	144.2	3.0~3.3
4	おおがくかとうせん 大角加藤線	さぬき市寒川町 石田東字風配甲 1146番1地先	さぬき市寒川町 石田東字東原甲 1248番2地先	257.2	9.7~19.0
5	にしまちごうせん 西町11号線	さぬき市津田町 鶴羽字薬師堂 60番2地先	さぬき市津田町 鶴羽字薬師堂 33番4地先	133.9	1.0~2.1

議案第96号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、別紙のとおり市道の路線を認定することについて、議会の議決を求める。

平成26年12月4日提出

さぬき市長 大山茂樹

番号	路線名	起 点	終 点	延長 (m)	幅員 (m)
1	ふじむらせん 藤村線	さぬき市志度 字湊田 3683 番地先	さぬき市志度 字鬼山 3617 番 2 地先	517.0	3.1~6.2
2	たかやなぎふじむらせん 高柳藤村線	さぬき市志度 字花池尻 2479 番 1 地先	さぬき市志度 字湊田尻 2327 番 1 地先	744.0	2.8~13.4
3	し どもようちえんせん 志度幼稚園線	さぬき市志度 字湊田 3779 番 1 地先	さぬき市志度 字湊田 3677 番地先	236.0	3.0~10.3
4	ふじむらちゅうおう し せん 藤村中央支線	さぬき市志度 字湊田 3682 番地先	さぬき市志度 字湊田 3682 番地先	37.2	3.0~3.1
5	し どもようちえん し せん 志度幼稚園支線	さぬき市志度 字湊田 3685 番地先	さぬき市志度 字湊田 3680 番 1 地先	107.0	3.0~3.5
6	にしまち ごうせん 西町11号線	さぬき市津田町 鶴羽字薬師堂 41 番 2 地先	さぬき市津田町 鶴羽字薬師堂 33 番 4 地先	88.9	1.0~2.1

議案第97号

工事請負契約の変更について（平成25～26年度富田・松尾統合 小学校改修工事（建築））

平成25～26年度富田・松尾統合小学校改修工事（建築）について、次のとおり変更請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成14年さぬき市条例第49号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成26年12月4日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 平成25～26年度富田・松尾統合小学校改修工事（建築） |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 契約の金額 | 変更前 一金685,650,000円
うち消費税及び地方消費税額32,650,000円
変更後 一金703,710,840円
うち消費税及び地方消費税額33,987,840円 |
| 4 契約の相手方 | 香川県高松市上林町473番地1
谷口建設興業株式会社
代表取締役 谷口邦彦 |

議案第98号

工事請負契約の変更について（平成26年度志度中学校改修工事）

平成26年度志度中学校改修工事について、次のとおり変更請負契約を締結したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成14年さぬき市条例第49号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成26年12月4日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 平成26年度志度中学校改修工事 |
| 2 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 | 契約の金額 | 変更前 一金802,440,000円
うち消費税及び地方消費税額59,440,000円
変更後 一金827,785,440円
うち消費税及び地方消費税額61,317,440円 |
| 4 | 契約の相手方 | 香川県高松市天神前9番5号
株式会社合田工務店
代表取締役 森田 紘一 |

議案第99号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成14年さぬき市条例第49号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成26年12月4日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- | | |
|----------|---|
| 1 取得する財産 | 学校備品一式 |
| 2 取得の目的 | さぬき南小学校改修に伴う学校備品の購入 |
| 3 取得価格 | 一金18,382,356円
うち消費税及び地方消費税額1,361,656円 |
| 4 契約の相手方 | 香川県さぬき市大川町富田西3108番地1
有限会社ブロンクス
代表取締役 蓮井 淳 |
| 5 契約の方法 | 指名競争入札 |

議案第100号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成14年さぬき市条例第49号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成26年12月4日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- | | |
|----------|--|
| 1 取得する財産 | 学校備品一式 |
| 2 取得の目的 | 志度中学校改修に伴う学校備品の購入 |
| 3 取得価格 | 一金30,974,400円
うち消費税及び地方消費税額2,294,400円 |
| 4 契約の相手方 | 香川県さぬき市志度1904番地16
株式会社ミツワ
代表取締役 山畑和照 |
| 5 契約の方法 | 指名競争入札 |